様式第2号(第8条関係)

広告掲載決定(可・否)通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

粕屋町長

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった有料広告の掲載について、下記のとおり決定したので、粕屋町の有料広告の取扱いに関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 広告媒体 | 　 |
| 決定区分 | □　掲載する(掲載位置　　　　)□　掲載しない　(理由) |
| 掲載期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日 |
| 広告掲載料 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 納付期限 | 　　　　年　　月　　日 |

担当　　　　　課　　　　　担当　　氏名

電話

FAX

備考　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。